

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月29日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

香川県公安委員会規則第11号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(仮運転免許申請等に係る添付書類) 第36条 施行規則第17条第2項第4号に規定する書類及び施行規則第21条第2項第2号に規定する書類の様式は、別記様式第32号の届出自動車教習所 在所証明書のとおりとする。</p>	<p>(仮運転免許申請等に係る添付書類) 第36条 施行規則第17条第2項第3号に規定する書類及び施行規則第21条第2項第2号に規定する書類の様式は、別記様式第32号の届出自動車教習所 在所証明書のとおりとする。</p>

附 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。